江戸檜物町草分名主星野家文書について

凡例

万さい工之覚帳

Ξ (名主役替手形控)

役儀御免願並家督願右一件二付書留 (神田上水樋枡新規入替絵図

四

永代売渡証文之事

五.

解説

キーワード 江戸 草分名主(草創名主) 檜物町

星野又右衛門 大工棟梁 国役

凡例

、ここに翻刻する資料は、江戸東京博物館が所蔵する草分名主 創名主) の星野又右衛門に関係する資料(「江戸檜物 町 草分名主語のまだき らん (草

星野家文書」)である。

次

目

万さい工之覚帳 90204554

、本稿で紹介する資料は、以下の五点である(資料名と資料番号)。

(名主役替手形控) 90204555

(神田上水樋枡新規入替絵図) 90204556

Ŧī. 永代売渡証文之事 90204559

役儀御免願並家督願右一件ニ付書留 90204557

、上記のほか、「江戸檜物町草分名主星野家文書」として登録され たが、上記の一~五の資料とは性格が異なると考えられることか できない。本資料は収集当時には星野家文書として一括されてい 資料には星野又右衛門あるいは檜物町に直接関係する内容は確認 0 4 5 5 8 た資料に、「町方申談規定 (冠婚葬祭など仕法につき)」(902 ら、本稿には収録していない。 竪帳、 明治二年〔一八六九〕九月〕があるが、この

えた。 、翻刻にあたり、文中に適宜、 読点 および並列点 $\widehat{\cdot}$ を加

髙 Ш 慶 子*

*当館講師

万さい工之覚帳

一、変体仮名や合字は原則として通常の平仮名に改めたが、「而」「得 用漢字・常用漢字を用いた。 「江」「之」は原文表記のままとした。漢字は原則として現行の当

一、踊り字については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「丶」 を用いた。

(表紙)

万さい工之覚帳 延宝五年

ヒノ正月吉日

しらき 一、斗升 一、七升 しらき しらき 同 壱人てまいニ付 壱人てまいニ付 五丁 四丁ツ、

文字で「印」と書いてあるものはそのまま「印」とし、文字で「印 と書かれたものは「印」とした。

一、壱升

弐拾丁

同

同

一、五升

六

同

、印鑑は、実際に押印してあるものは「啣」(丸印)・「啣」(角印)、

、欠損や蝕損などにより判読不能の文字は、□□ (字数分)、[

(字数不明) で示した。

、抹消字については、見せ消ち「ミ」を付した。

、なお「町方申談規定」を含む星野家文書は、江戸東京博物館図 書室でマイクロフィルムによる閲覧公開を行っているので、合わ 一、五合

せて参照されたい(請求番号FH〇-1-1)。

弐拾五丁

同

弐拾丁

同

三治丁 弐十五丁

一、壱合

-189-(2)

一、八丁 斗ノくきうち つるかけ覚

一、允丁 五升くきうち 一、允丁 七升くきうち あらうち共ニ

一、四拾丁を升之あらうち共ニ

ためくきうち共二 一、四拾丁 五合之 一、五拾丁 弐合半ノ ためくきうち共二 ためくきうち共二 ためくきうち共二

しらき六分 しらき六分

しらき五分 一、七升 壱丁二付 一、五升 壱丁ニ付 しらき四分

一、壱升 ためくき内共ニ 壱分ニ付三百丁

壱丁ニ付二分

一、五合ためくき内共ニ

、壱升之しらき 壱分ニ付百廿丁ツ、

、五合之しらき 壱分ニ付百四拾丁

、弐合半之しらき 拾丁ニ付壱匁ツ、

、壱合之しらき 拾丁ニ付壱匁ツ、

したしは - 、斗升 くきうち 壱丁ニ付三分 一、七升 くきうち 一、七升 よらうち 一、七升 あらうち 壱丁ニ付二分五りん くきうち くき内あらうち之

江戸檜物町草分名主星野家文書について

一、弐合半 ためくき内 百丁二付三匁五分

、壱合ためくきうち 百丁ニ付二匁四分 百丁ニ付二匁五分

一、斗升あら壱人

一、五升 あら壱人 てまいニ付六丁ツ、

六十丁ツ、、但シ拾丁ニ付

七升五升ハ壱分ニ付

、斗升之くき内 壱人てまいニ付廿五丁

壱人てまいニ付十二丁ツ、

、七升ノあら壱人 てまいニ付五丁ツ、 てまいニ付七丁ツ、

あつらひてハ壱分ニ

くき三分五りんツ、

七拾、くき三分五厘

、斗升之あらうち

、七升之くきうち 、同七升あら内 壱丁ニ付七厘ツ、 壱丁ニ付弐分ツ、

一、同五升壱丁ニ付を丁二付で、ママン・

壱丁ニ付壱分三りん

一、七升くきうち 壱人 てまいニ付三十丁ツ、

、七升あらうち 壱人 ニ付拾五丁ツ、

壱人てまいニ付三十丁

、五升くきうち

、五升あらうち 壱人てまいニ付拾五丁

したしハ

、斗升之くきうち

、同斗升あら内 壱丁ニ付壱分ツ、

、五升くきうち 壱丁ニ付壱分三りん

枡そこほり之覚

一、五升壱丁ニ付

一、七升壱丁ニ付

拾壱匁

一、斗升壱丁ニ付 枡ねたん之覚

は、 壱尺二寸五分長サ 弐尺

は、 壱尺五寸 若狭様

長サ 壱尺七寸 出雲様

ふたいた之覚

百丁ニ付弐匁

一、壱升之ほり

一、五升ノほり

拾丁ニ付壱匁

拾丁ニ付壱匁

一、七升之ほり

拾丁ニ付壱匁五分

、壱升壱丁ニ付 壱匁

一、五合壱丁ニ付* 五分五リン

、弐合半壱丁ニ付 五分ツ、

一、壱合壱丁ニ付

(白紙二丁) 四分ツ、

檜物町壱丁目

(裏表紙)

星野又右衛門

紙かす八枚

七匁

一、斗升ノほり

(名主役替手形控)

(表紙)

檜物町 **弐**丁目 壱丁目

扣

差上申手形之事

、檜物町名主又右衛門儀、近年病気付、名主役難相務御座候ニ付、 之通十兵衛ニ名主役被仰付、難有奉存候、然上ハ御法度御触出入 座候二付、忰十兵衛名主役被仰付被下候様御願申申上候処二、願 御願申上、御免被遊、難有奉存候、又右衛門草分ケ之名主ニ而御 後日町中連判之手形差上申候、 二而名主役務来り候二付、十兵衛義も今度又右衛門と改申候、 諸事十兵衛支配請、急度相守可申候、 仍如件 尤代々又右衛門と申名

次郎右衛門 兵 衛 **(FI)** 印

> 権 七 又 八 伝

郎兵

衛

右衛

門

衛 郎

衛

弥

郎 衛

印 ED 印 印 (EI)

市

<u>Ti.</u>

兵

衛

元禄十七年申三月十八日

町三人

年寄衆中

七 長 庄 右 右 右 衛 衛 衛

> 印

門 門 門

金

三郎兵 右衛 衛 門 (FI)

久 平

衛

右 衛 門 衛 (EII) (FI)

彦

伝 林

> 兀 郎 (FI)

兵 衛 衛 (FI) (FI)

徳 七 道

左

衛

門

太

左 衛 門 (FI) (EI)

意

八 忠 市郎左衛門 兵 衛 (EI)

Ξ

(神田上水樋枡新規入替絵図)

(写真・折り込み図)

相務可申候、以上

拙者名主役被仰付、

難有奉存候、然上ハ諸事念を入、申渡

久 喜 善 半 弥 兵 平 兵 高

次衛門

又右衛門

町月行事

弥 三 郎

同

半右衛門

(表紙)

郎

四

役儀御免願并家督願右一件二付書留

天明三卯年三月

右一件ニ付書留

蔵儀名も又右衛門と相改、名主役被仰付被下置候様奉願上候、以間五尺八寸有之候家屋敷壱ヶ所、此度長蔵江相譲り申候間、右長イ『5耳』『4月』(4月)、木井田二同詞写用『月景名『井フ

Ŀ.

右町々名主

以書付奉願上候

天明三卯年三月

天明三卯年三月

右名主又右衛門御願申上候通り、町人共一同奉願上候、

以上

檜物町

利左衛門

六右衛門 佐太郎 長兵 新兵 長 彦 十右衛門 伝 次 衛 衛 郎 郎 衛 衛 七 七

上槙町家主

喜

兀

郎

吉左衛門

兵

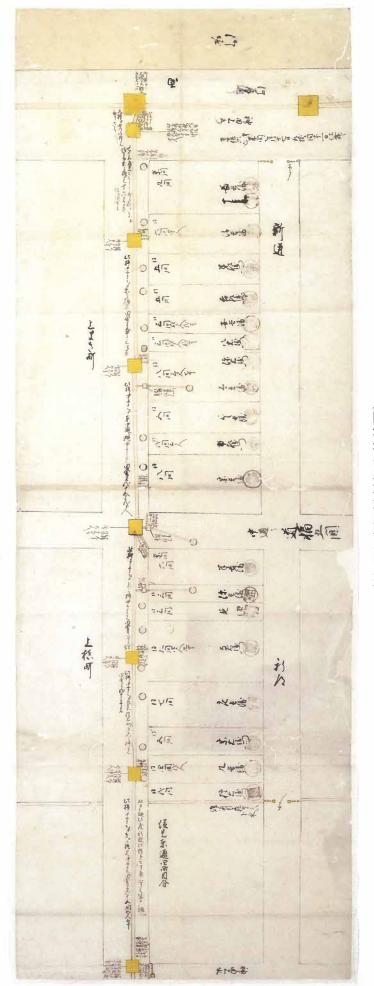
月行事

七郎兵衛 安右衛門 忠兵 七右衛門 孫 弥 七十 与 佐 儀右衛門 忠右衛門 清 七左衛門 長 又 次 兵 兵 四 兵 次 次 衛 郎 郎 郎 衛 衛 衛 七 市 七 郎 郎 七

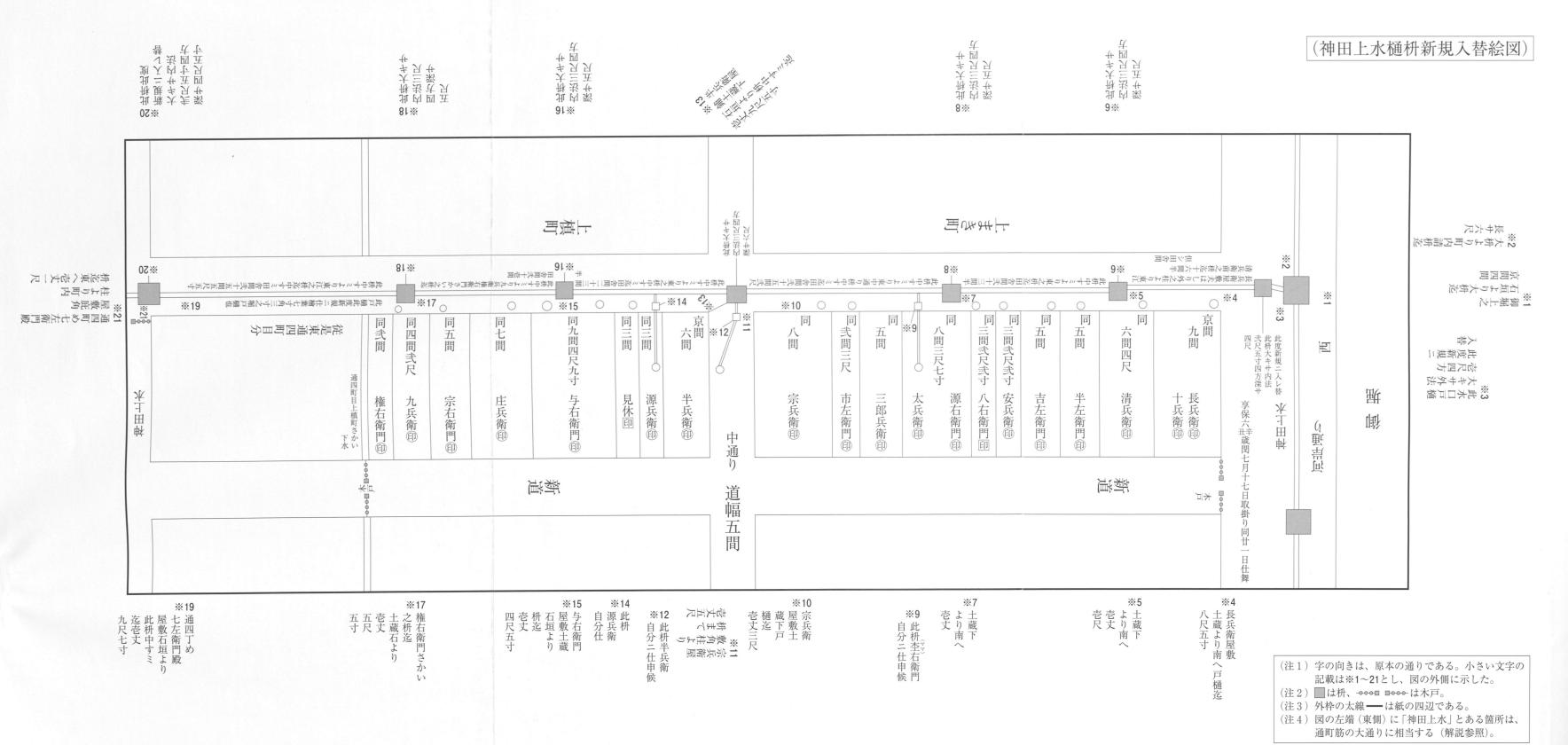
-183-(8)

又右衛門

同会所



(神田上水樋枡新規入替絵図)



新右衛門 八 衛 三郎兵衛 権右衛門 清 久右衛門 伊 平 兵 衛 八 吉右衛門 郎 利右衛門 藤右衛門 庄 兵

数寄屋町家主

升屋善太郎拝借地 田中七左衛門拝領屋敷 勘四郎

三嶋屋敷家主

道寿屋敷家主

月行事

利兵衛

仙

助

茂左衛門

藤右衛門 与左衛門 平四郎 武右衛門 藤兵衛

、私共組合檜物町名主又右衛門儀、重病ニ付、役儀御免之儀奉願

以書付申上候

跡名主役之儀は養子長蔵江家屋敷跡式共相譲、名も又右衛門と相

跡名主役被仰付可被下旨、又右衛門奉願上候二付、右長蔵身

元之儀御尋ニ御座候、右長蔵儀は松屋町家持水油仲買仕候忠右衛

改、

門と申者之弟ニ而、

候儀無御座候、 取同居仕罷在候、

右御尋ニ付、

組合一同連印を以申上候、

以上

左内町

勿論右長蔵并兄忠右衛門共前々より奉蒙御各等

差上申証文之事

先達而又右衛門養子ニ貰請、又右衛門方江引

天明三卯年三月

清右衛門

源 兵 衛

甚右衛門 治右衛門

儀兵衛

利右衛門

源右衛門

月行事

長 兀

郎

右之通身元尋返答連印、組合より同五日夜中ニ差出候様、

合□処、 致候処、佐内町六右衛門殿他出ニ付、 印形揃兼、 尤他出先ヲ承

殿ニ而被申渡候ニ付、早速相認メ、印形取揃ニ手代善六持廻りニ

四ツ谷辺之由、 依之帰ヲ見合罷在候内、 霊岸嶋辺ニ出火

有之、右出火ニ而同夜明ケ七時頃、 六右衛門殿被相帰、 印形相揃

六右衛門 印

名主

同 藤 次 郎 印 呉服町

万町

同 小左衛門 印

> 、檜物町、 中橋広小路田中七左衛門拝領屋敷、同所升屋善太郎拝借地、右町々 同会所屋敷、上槙町、 三嶋屋敷、道寿屋敷、

上長病ニ而、此節別而差重り役儀難相勤御座候ニ付、 名主又右衛門儀、草分より代々名主役相務罷在候処、 年罷寄、 名主役 其

御免被成下候樣奉願上候、 跡名主之儀は松屋町家持忠右衛門と申

引取置申候二付、 者之弟長蔵と申、当卯三拾才二罷成候者、先達而貰請養子二仕、 則檜物町ニ而表京間四間、 裹行同拾九間五尺八

平松町

同 孫左衛門

印

本材木町 同

新 助

印

西河岸町

清右衛門 印

同

箔屋町

同

又

兵

衛

印

等之儀、私共は不及申、地借店借等迄右又右衛門支配を請、 相守可申候、 之通り被 名も又右衛門と相改、名主役被 寸有之候又右衛門所持之家屋敷壱ヶ所、此度譲請申候間、 仰付、難有奉存候、然ル上は諸御法度御触事諸事出入 為後日町中連判之証文差上申候、 仰付被下置候様奉願上候処、 仍如件 右長蔵 願

檜物町

外町々

家主共連判

天明三卯年三月

町三人

年寄衆中

右之通、私江名主役被 仰付、 難有仕合奉存候、 然ル上は諸事入

念申渡急度相勤可申候、 以上

右□三月六日御内寄合御伺之上、

名主 又右衛門

名主又右衛門忰

同日左之通り御配符来ル

同人支配

町 人共

組合名主之内 清右衛門

只今早々喜多村所江可被罷出候、 又兵 衛

以上

町年寄三人

右者申渡儀有之間、

三月六日

一札之事

前書連判下書右役所ニ而被□渡、同夜手前ニ而相認、翌七日喜多

村殿江又右衛門自身持参相納ル、尤連判帳西ノ内帳面ニ仕立ル

右之通御配符ニ付、

早々罷出候処、

願之通り名主役被仰付、其節

、拙者儀重病ニ付、名主役御免被成下、跡名主役之儀は養子長蔵 置候樣、喜多村彦右衛門殿迄願書御組合御取次二而差出申候処、 江家屋敷跡式共相譲り、名も又右衛門と相改、名主役被仰付被下 之趣各方より連判御差出可被下候、 儀様奉蒙御咎等候儀曽而無御座候、 者方江引取同居仕罷在候、右長蔵并兄忠右衛門共前々より 屋町家持水油商売仕忠右衛門弟ニ而、先達而拙者養子ニ貰請、拙 長蔵身元之儀組合連判ニ而書上候様被申渡候、依之右長蔵儀は松 右之通相違無御座候間、 為後日仍如件 御公 前書

天明三卯年三月

星野又右衛門

同 長

蔵

松屋町家持

長蔵兄 荒木忠右衛門

天王町家持

加判人 後藤七右衛門

曾我小左衛門殿 樽屋 藤次 郎殿 倉本六右衛門殿

宝暦十二午年正月

伊東孫左衛門殿

、本町三町目、

同四丁目、岩附町名主文左衛門儀重病二付、

文左衛門儀草分より名主役相勤来候間、

養子八十

名主

役御免被成下、

多田内新助 殿

市 千柄清右衛門殿 川又兵衛 殿

右証文は長蔵身元之儀組合中江御尋ニ付、 組合より連判ヲ以返答

二而、

八義ハ神田塗師町家持清水弥次右衛門と申壁方御用相達候者之弟

実兄弥次右衛門并八十八共二、御咎請候儀無之旨、

組合名

用向勤馴候迄は月行事附添相勤申度旨、

町人共一同相願、

尤八十

八江名主役被仰付可被下旨、尤八十八儀当午拾六才罷成候間、御

主一同連判差出

被致候二付、 右之通組合中江下証文差出申候

同年三月十一日

上田嶋 壱反、 但し四拾五匁

、酒三升 但壱升二付弐百四拾八文 千柄清右衛門殿

鰹節 壱連、 但し有合

同日

、右同断

市川又兵衛

殿

趣ヲ被聞、内々奈良屋殿ニ而右益田文左衛門殿願之節例御聞合被下、

神田紺屋町名主石川勘次郎殿、

右之

右ニ付留置

二付、他人二而貰候例無之処、 右例之儀は、此方願之儀は他人ニ而家持町人より貰請候ニ付、 之同役衆ニ而聟養子等被致候は何れも親類縁者之好身ヲ以被相願候 より貰請候例有之候ハ、、

書出可申旨、喜多村殿二而被申聞、

願之通被 同月六日

仰付候

座頭

右家督相済候祝儀ニ遣ス、 尤上槙町利兵衛地主江頼遣ス

、青銅五拾疋

候ニ付、返礼ニ遣ス

右は家督願之儀ニ付、

願書取次其外諸事右一

件二付御世話二罷成

尤外

一、外町々

名主

又右衛門 印

一、檜物町

支配附

右は川船御役所江五月六日自身持参

、よふかん 、まんちう 印鑑

印

横三寸三 分 一、同会所 、上槙町 、中橋広小路田中七左衛門拝領屋敷 名主 、新数寄屋町 、道寿屋敷 、三嶋屋敷 、同所升屋善太郎拝借地 印鑑(龍) 又右衛門

一、檜物町

支配附

竪五寸弐分

右は御養生所江差出、尤忌明後五月四日自身持参

今般家督 檜物町

御目見仕、難有奉存候 名主 又右衛門

右は両御組屋敷江相廻ル

、同年五月七日、草分御同役衆例年之通御寄合、草分年番矢部与 之候、此方家督初而之御寄合候間、先例之通当日餅菓子折詰銘々 兵衛殿・寺嶋茂左衛門殿・嶋田左内殿、右三人より先達而達シ有 方申合同様ニ両人もやいニ而申付ル菓子 江引、尤嶋田左内殿御子息左一郎殿も見習御目見後初而ニ付、此

右は回向院江五月六日自身持参 一、檜物町 一、外町々 印鑑 支配附 印 名主 又右衛門 印

印

卯五月廿七日御目見相済後 右は鳥飼和泉方江払共申付、弐十七人前ニ而代金五拾九匁六分也 一、金弐百疋 、銀弐枚 、金弐百疋 、同五百疋 、同三百疋 、金五百疋 、金五百疋 、同五百疋 、同三百疋 、同弐百疋 、同五百疋 、同三百疋 、同弐百疋 、ういろう 、紅いまさか 、松の雪 、春入餅 、丸うつら 町年寄衆八丁堀物書衆諸目禄遣候覚 喜多村番頭 一広間中 一広間中 広間中 喜多村彦右衛門殿 御子息方 館林喜惣治 御子息方 樽屋与左衛門殿 御子息方 小野平右衛門 太田官右衛門 奈良屋市右衛門殿 小野平右衛門 御苦労相掛申間敷候、為後日売渡証文仍如件倒一の一故障申者御座候ハ、、私共何方迄も罷出、 取申候処実正也、然ル上は右土蔵ニ付、故障申者壱人も無御座候、 五 一、土蔵 、金五両弐分弐朱 、同八拾六匁 、銀五拾匁 物〆拾九両三分弐朱、壱匁、百六拾四文 都合〆金拾四両壱分ト銀壱匁 メ金拾弐両 右ハ卯三月六日ニ家督被申渡候節、 此金弐両壱分壱匁 永代売渡証文之事 但、 永代売渡証文之事 間口

弐間 奥行壱丈 百六拾四文 壱ヶ所 四匁三分宛廿人 五匁宛拾人 酒弐樽ハ別段 相生屋料理代

竹川町

急度埒明、

貴殿江聊

別段ニ遣ス

明治三午年四月

家持

組合

証人 重兵衛

星野又右衛門殿

売主 印

元一郎

解説

はじめとして、そのほかさまざまな木具類をつくる職人である。 物(わげもの・まげもの)と呼ばれる容器を指し、檜物師は檜物を である。檜物とはヒノキなどの薄い板を円形に曲げて底をつけた曲 目)及びその周辺地域を代々にわたり支配した草分名主(草創名主 星野又右衛門は、檜物町(現、中央区八重洲一丁目・日本橋三丁

の一ほどを占めたが、星野又右衛門もそのうちの一人である。 に二九名、寛政元年(一七八九)に二七名、そして天保一三年(一 前後の名主が存在したが、草分名主の人数は、元文三年(一七三八) 頃以降の江戸には、一六○○~一七○○ほどの町に対して二五○名 八四二)には二四名であった。草分名主は江戸の名主全体の一〇分 て江戸に来たなどという古い由緒を有する名主である。一八世紀中(~) から当地に居住していた、あるいは三河・遠江から家康に付き従っ 草分名主は、天正一八年(一五九〇)の徳川家康の江戸入り以前

知ることができる。

星野又右衛門については、「檜物町由緒書」からその来歴などを

、檜物町御由緒之儀は、当町又右衛門先祖星野又右衛門儀は、

乍恐浜松

御在城之御時より檜物御大工ニ御取立被成下置、 而御切米弐拾五俵之積り地方ニ而拝領仕、 御木具御用相勤罷 遠州寺嶋二

御入国之砌、 則御用被 御供被 仰付、 仰付、 御当地ニ而ハ御蔵米ニ而弐 則家屋敷被下置、 檜物町と

在、

御取立被為遊、 御吉例毎年十二月御煤取より正月十五日迄御規式御木具之儀 又右衛門頂戴仕、 御木具御用無滞相勤罷在、 且又為

檜物町より御国役ニ而相勤申候

台徳院様於浜松 橋長右衛門様御掛ニ而御細工被 御誕生并伏見ニ而 仰付、 御輿入之御用、 相勤申候 御賄方倉

大猷院様 木之御甲献上仕、 御誕生之御用相勤、 其節御単物御帷子拝領仕、 御拾四歳之御時迄、年々五月白 則 御輿入之御

門様御掛二而、 御細工被 御賄方倉橋庄兵衛様・青木小右衛 仰付、 相勤申候

千代姬君様

御誕生之御用、

用相勤申候

、大坂御出陣之節、 、関ヶ原御出陣之節、 御供被 御供被 仰付、 仰付、 其節御賄方倉橋長右衛門 御用相勤申候

、寛永三寅年九月、二条

様御掛ニ而御用被

仰付、

相勤申候

御行幸之砌、 御供被 仰付、 御用相勤、

、浜松 御代々様 御在城之御時より、 御上洛之節、 御供仕、 為御吉例、 御用相勤申候 毎年又右衛門儀、 正

本入御扇子箱献上可仕旨被仰渡、 月御年頭御礼之節、 且享保六丑年十二月中、 御状箱五ツ献上仕、 名主并角屋敷町人献上品ハ三 其以来御状箱ハ献上不仕候 其砌鳥目壱貫文頂戴

右之通ニ御座候、

以上

卯十二月

檜物町

月行事 庄 八

印

五人組 弥 兵 衛 印

又右衛門 印

と判断できる。 よって本史料の 候様被仰渡候間、 八らが作成した同年一二月六日の願書に「当三日 らが国役の負担方法の変更を願い出たことに始まる。このときに庄 付御賄方より掛合調」という一件書類の中に収録されている。 一件は、安政二年(一八五五)一二月に檜物町の月行事である庄八 この由緒書は、「安政三辰九月晦日」付けの「檜物町国役之儀 由緒書は幕府の賄所へ提出されたものであることが知られる。 「卯十二月」は、願い出がなされた安政二年一二月 檜物町由緒書相添、此段奉願上候」とあることか 御賄所様江願立

州寺嶋」 五八六)であり、又右衛門はこの頃から家康に仕えたことが知られ 浜松を居城としたのは、 を拠点とした頃に、檜物大工として取り立てられたという。家康が る。又右衛門は、切米二五俵に相当する地方知行を長上郡寺島村(「遠 由緒書によれば、星野又右衛門の先祖は、 に与えられ、 元亀元年(一五七〇)から天正一四年(一 御木具御用」を勤めた。 家康が遠江国の浜松城

江戸に移住した。このときに土地(「家屋敷」)を与えられて成立し 天正一八年に家康が江戸に移ると、又右衛門は家康に付き従って

と考えられる。と考えられる。と考えられる。この頃の又右衛門について、先にみた庄八らたのが檜物町では、又右衛門を筆頭として多くの檜物師が居住した「当町又右衛門と祖星野又右衛門儀は檜物御大工棟梁の願書には、「当町又右衛門先祖星野又右衛門儀は檜物御大工棟梁の願書には、「当町又右衛門先祖星野又右衛門について、先にみた庄八らたのが檜物町である。この頃の又右衛門について、先にみた庄八ら

移住後の又右衛門は、二五俵の蔵米を支給され、「御木具御用」移住後の又右衛門は、二五俵の蔵米を支給され、「御木具御用」であったとは、又右衛門の江戸移住前後の代表的な「御木具御用」であったとは、又右衛門の江戸移住前後の代表的な「御木具御用」であったと

折に、賄方の倉橋長右衛門の命で細工御用をつとめた。誕生したときや、文禄四年(一五九五)に伏見で婚礼をあげた①二代将軍の秀忠(台徳院)が、天正七年(一五七九)に浜松で

②三代将軍の家光(大猷院)が、慶長九年(一六○四)に江戸で②三代将軍の家光(大猷院)が、慶長九年(一六○四)に江戸で

の倉橋庄兵衛と青木小右衛門に命ぜられて御用をつとめた。③千代姫(家光娘)の寛永一四年(一六三七)の誕生時に、賄方

て御用をつとめた。
④慶長五年(一六○○)の関ヶ原の戦いの折に、徳川家の供をし

を命ぜられ、賄方の倉橋長右衛門の命で御用をつとめた。⑤慶長一九・二〇年(一六一四・一六一五)の大坂の陣の際に供

⑥寛永三年(一六二六)九月の後水尾天皇の二条城行幸をはじめ

は廃止された。
り決めにより、献上物は三本入りの扇子箱となり、状箱の献上目一貫文を頂戴した。なお、享保六年(一七二一)一二月の取目の家康の浜松在城時より、年頭御礼として状箱五つを献上して鳥

の願書には、以下の通り記されている。て勤めたとある。以上の御用や国役について、先に引用した庄八ら一二月の煤取から翌一月一五日まで、「御規式御木具」を国役とし由緒書には、こうした「御木具御用」のほかに、吉例として毎年

仕、手間代銀之儀は御国役ニ而相勤来候(後略) 尤御榑木其外木地ハ御下ケ被下置、職人千人分御扶持方共頂戴 二檜物屋五人ツ、合而細工人千人御桶部屋江罷出、御細工仕、 御煤取より正月十五日迄、御規式御木具之儀、古来ハ間口壱間

「御用ハ余人江被仰付」とあるように、「御木具御用」は他の者

当すると考えられる。
当すると考えられる。
いのでは、その後も国役として負担したとあるが、ここで支給された扶持は、当初から又右衛門が与えられていた二五俵の蔵米に相れた扶持は、当初から又右衛門が与えられていては、その後も国役としれた扶持は、当初から又右衛門は勤めなくなったことが知られる。しかし、へ命ぜられて又右衛門は勤めなくなったことが知られる。しかし、

職人に仕立てさせ、出来上がった製品を上納するようになった。一〇〇〇人の職人を桶部屋に差し出すのではなく、檜物町の差配で内ニおゐて年々檜物屋とも江申付、仕立上納仕候」とあるように、「町間、自然と町内ニ職人共住居不仕」とあるように、又右衛門が「御間、白然と町内ニ職人共住居不仕」とあるように、又右衛門が「御間、白然と町内ニ職人共住居不仕」とあるように、又右衛門が「御間、白然と町内ニ職人共住居不仕」とあるようになった。

万役人衆に提出した書付に付された下札には、以下の通り記されて

あろう。

そして、

安政三年

(一八五六) 二月一

四日に月行事の庄八らが賄

立、当時ニ而ハ町内ニ而御国役相勤候御由緒等本文御国役金之儀、元禄度より年来差出し来り候得共、年暦日

様ニ相成、町内之者歎ヶ敷奉存居(後略)御上様江貫キ候廉も薄く相成、近来ハ無謂藤十郎方江差出

ここには、

国役を勤めるようになった由緒など、

徳川家に対する

割を終え、町名主に特化したと指摘されている。(③) 幕府の切米を得ていた特権的な大工棟梁が、 将軍家に直接関係する「御木具御用」をつとめなくなり、 ていたとある。檜物町と徳川家との関係は、 う点は、 切米の支給も、 確認されており、 る段階へと移行した。 の国役も直接職人を差し出す段階から、細工品そしてお金を上納す の「御規式御木具」の細工を国役としてつとめるのみとなるが、こ びつきは強かったといえる。しかし寛永期を過ぎると、又右衛門は れた大工棟梁として「御木具御用」をつとめており、 八六〇)には起立当初と較べて稀薄になっていたといえよう。 を藤十郎に納めるようになったとして、町内の人は嘆かわしく思 恩義は時が経つにつれて薄くなり、近年は由来もわからずに国役金 以上の通り、江戸時代初期の又右衛門は、幕府から切米を支給さ 江戸の名主の特徴を考える上で、改めて注目されてよいで このときに廃止されたと考えられるが、このように 又右衛門はこの頃までに檜物大工棟梁としての役 以上の変化は元禄元年までに見られたことが 安政期(一八五四~ 草分名主になったとい 又右衛門に対する 徳川家との結

本稿で翻刻した史料には、この星野又右衛門の下で作成されたと本稿で翻刻した史料には、この星野又右衛門の下で作成されたとまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家文書は、とまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家文書は、とまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家文書は、たまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家以外のまたまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家以外のまたまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家以外のまたまで、一六七七)、宝永元年(一七〇四)という比較的古い文書は、南で書が書き、現立とは、東京の本学の本書では、東京の本学の本書では、この星野又右衛門の下で作成されたとれぞれの史料の解説を付す。

万さい工之覚帳 90204554

延宝五年(一六七七)正月横帳、一四・六×四〇・二(縦×横センチメートル、以下同)

仕事に関わっていたことを示す史料といえる。 衛門であるが、延宝五年(一六七七)当時は、檜物大工に由来する 年(一六八八)以前の段階で「御木具御用」を勤めなくなった又右 衛門」と記されているが、名主などの肩書きは見られない。元禄元 の大は原本通りである。裏表紙には「檜物町壱丁目 星野又右 の大は原本通りである。裏表紙には「檜物町壱丁目 星野又右

二合半枡・一合枡のそれぞれについて、丁数や値段などが記されても残るが、本史料には一斗枡・七升枡・五升枡・一升枡・五合枡・関連する他の史料が見出されないため、内容については不詳な点

へ棒を対角線にわたした弦掛枡と考えられる。 (ほ)いる。本文中の「つるかけ」(弦掛) は、木製の枡の一隅から一隅

当時の星野又右衛門が幕府以外の武家の札板の細工に関係していた 尾元珍(第一六)、旗本の宮崎政泰(第一六)、旗本の小出守里 綱宗(第一二)、旗本(後に大名)の内藤重頼(第一三)、旗本の神 羽長次(第一一)、陸奥国仙台藩主である伊達綱村の父 西郷延員(第六)、旗本の滝川利錦 重(第二)、伊勢国神戸藩主の石川総良(第三)、安房国東条藩主の ない。同様に、当時の若狭守には、(ધ)が存在し、「出雲様」が誰を とが確認できる者には、常陸国笠間藩主である井上正任の嫡男正幸 る「札板」を指すとも考えられる。延宝五年正月に出雲守であるこ 長さと幅が異なることから、枡の蓋というよりは木のお守り札であ について、それぞれの寸法が記されている。この「ふたいた」は、 の嫡男重之(第八)、大和国郡山藩主である本多政勝の庶子政利 ことを示すものとして、興味深い。 (第四)、旗本の島田利木 (第五)、下総国関宿藩主である久世広之 一七)が存在し、「若狭様」は確定できない。 一)、旗本の内藤忠清 後半部分には、「ふたいた之覚」として「出雲様」と「若狭様 が存在し、「出雲様」が誰を指すのかを確定することはでき (第一三)、日向国飫肥藩主の伊東祐実 肥後国熊本新田支藩主の細川利 (第八)、陸奥国二本松藩主の丹 しかしこの記述は (前藩主

(名主役替手形控) 90204555

室永元年(一七○四)三月一八日 竪帳、三二・四×二三・二

元年とした。 一三日に「宝永」と改元されたことから、ここでの年代表記は宝永かは不詳である。奥書に署名した又右衛門の押印がないことから、かは不詳である。奥書に署名した又右衛門の押印がないことから、町内の連印を経たこの手形は、控えとして又右衛門の下に保管されでと考えられる。本史料には「元禄十七年」とあるが、同年は三月たと考えられる。本史料には「元禄十七年」とあるが、同年は三月たと考えられる。本史料には「元禄十七年」とあるが、同年は三月たと考えられる。本史料には「元禄十七年」とあるが、同年は三月本史料は、檜物町の名主役が星野又右衛門から息子の十兵衛に引入年とした。

四町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、の町屋を支配する名主が存在した。これらの中で「草分名主」・「草の町屋を支配する名主が存在した。これらの中で「草分名主」・「草名主」の名称は江戸時代の史料で確認できるが、いつ頃からこの呼称が成立したのかは不詳である。本史料には「又右衛門草分ケ之名主」の日本でで、とあり、宝永元年には又右衛門が「草分ケ之名主」と呼ばれていたことが知られる。両支配の町が町奉行支配に編入されたのは寛文二年(一六六二)と正徳三年(一七一三)、寺社門前れたのは寛文二年(一六六二)と正徳三年(一七四五)であるが、の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、

う認識が成立していたと考えられる。これらの町が町奉行支配に組み込まれる頃には、草分けの名主とい

三 (神田上水樋枡新規入替絵図) 90204556

継紙、三二・六×九三・三

(享保六年〔一七二一〕頃)

頃に作成されたと推定できる。 ・地主の名前に押印があることから、本図は工事の実施時期と同じ である。図の作成年代は明記されていないが、各町屋敷に記され (空) ・のである。図の作成年代は明記されていないが、各町屋敷に記され ・のである。図の作成年代は明記されていないが、各町屋敷に記され ・のである。図の作成年代は明記されていないが、各町屋敷に記され ・のである。図の作成年代は明記されていないが、各町屋敷に記され ・のである。図の作成された図

たものと思われる。

「神田上水」とあるのは、通町筋に神田上水が通っていることを示しるが、本図はその南側に相当し、北側部分(「新道」をはさんで図の下側)は描かれていない。図の左端(東側)には「神田上水」との下側)は描かれていない。図の左端(東側)には「神田上水」とこれでいるが、立こは通四丁目が面する大通り(通町筋)である。の下側)は描かれていない。図の左端(東側)には「神田上水」とるが、本図はその南側に相当し、北側部分(「新道」をはさんで図にものと思われる。

るように、地主が自分で枡を設けて水を引き入れた事例も確認できて木製の樋で町屋敷に導かれた。中には「此枡源兵衛自分仕」とあ上水の枡や樋は地中に埋設された施設であり、水は諸種の枡を経

る。 ともとれるが、 図中の丸印 ほかの丸印が上水井戸を指すのかは不詳である。 の中で町屋敷内に樋で引かれた分は上水井戸

四 役儀御免願並家督願右一件二付書留 90204557

二四·一×一七·四

天明三年(一七八三)三月

寄に提出した書付などが書き留められているが、押印はないことか 月」とあるが、同年五月二七日付けの記事も収録されている。 に名主役を引き継いだときの記録である。表紙には「天明三卯年三 本史料は、 本史料は控えとして作成されたと考えられる。 天明三年(一七八三)に、星野又右衛門が養子の長蔵 町年

これらの町の 中橋広小路升屋善太郎拝借地を支配しており、名主の退役願には、 三嶋屋敷、道寿屋敷、数寄屋町、中橋広小路田中七左衛門拝領屋敷 は「三嶋屋敷家主」、「道寿屋敷家主」、「数寄屋町家主」とあり、「町 人共」の多くは各町の家守 この頃の又右衛門は、 「町人共一同」 檜物町のほかに檜物町会所屋敷、 (家主)であったと考えられる。 一が連署したことが確認できる。ここに 上槙町、

けたことが、親類縁者ではない家から養子をとった事例として記さ 師町の家持である壁方御用達の清水弥次右衛門の弟を養子に貰い受 六二)正月に本町三丁目の草分名主である益田文左衛門が、 養子の長蔵は、松屋町の家持である水油仲買商人の忠右衛門の弟 草分名主の養子について、本史料には、宝暦一二年(一七 神田塗

> 可申旨、 養子の忠右衛門は親類縁者ではなかったことが確認できる 調査を命ぜられたことが知られる。この記述より、星野又右衛門と 貰い受けたものであることから、 の事例(「此方願之儀」)が、親類縁者ではない家持町人から養子を 二而家持町人より貰請候ニ付、他人より貰請候例有之候ハヽ、 れている。この先例については、 喜多村殿ニ而被申聞」とあるように、 町年寄の喜多村彦右衛門に類例の 「右例之儀は、 今回の星野又右衛門 此方願之儀は他人 書出

衛門、 蔵の身元の証明は、又右衛門と同じ四番組の名主組合に属する左内 慎重な手続きがとられたものと考えられる。 養子に草分名主を引き継がせるという例外的な措置に対して、 松町の伊東孫左衛門、 町の倉本六右衛門、呉服町の樽屋藤次郎、 が親類縁者ではない者を養子にとることは稀であったといえる。⑵ ヲ以被相願候ニ付、 但し、「外之同役衆ニ而聟養子等被致候は何れも親類縁者之好身 箔屋町の市川又兵衛が行っているが、これは血縁関係のない⁽²²⁾ 他人ニ而貰候例無之」とあるように、草分名主 本材木町の多田内新助、 万町の曽我小左衛門、 西河岸町の千柄清右

頃には、 文三年(一七三八)に組織され、宝暦一一年(一七六一)四月には となり、すべての名主はいずれかの組に属したが、草分名主はこう 触の伝達など、さまざまな職務が組合単位で行われた。一八世紀中 属した名主組合とは、近隣の名主同士で構成された組合であり、 した組合のほかに、草分名主組合に属していた。草分名主組合は元 ところで、この長蔵の身元を保証した名主たちと星野又右衛門が 江戸の名主組合は二一番組と番外の品川と吉原の計二三組 町

自の結束を有したことが知られる。 自の結束を有したことが知られる。 自の結束を有したことが知られる。 自の結束を有したことが知られる。 とあり、天明三年五月七日に定 関の寄合が行われたことが知られる。 とあり、天明三年五月七日に定 関の寄合が行われたが、本史料には「同年〔天明三年〕五月七日に定 関の寄合が行われたことが知られる。 星野家にとっては、養子の長 蔵が名主役を引き継いだ後の最初の寄合であったため、「先例之通、 蔵が名主役を引き継いだ後の最初の寄合であったため、「先例之通、 高の結束を有したことが知られる。

五 永代売渡証文之事 90204559

明治三年(一八七〇)四月一紙、三三・七×四八・六

であり、明治時代の初期に竹町と称された。江戸時代には筋違橋門外の牛込肴町代地・牛込袋町代地であった町家持である元一郎から土蔵を購入したときの証文である。竹町は、本史料は、明治三年(一八七〇)四月に、星野又右衛門が竹町の

は市川延吉郎であり、星野又右衛門は五区ごとに設置された世話掛檜物町は東京五番組に属したが、同組の中年寄は村松源六、添年寄にかわる中年寄・添年寄が置かれた。東京市内は五○区に分けられ、江戸の名主制度は、明治二年(一八六九)三月に廃止され、名主

の都市行政の一端を担っていたことになる。 らば、星野家は東京の町役人として、江戸時代に引き続き明治初期 らば、星野安春と星野又右衛門が同一人物あるいは親子などであるな 区小区制における第一大区戸長世話掛であることが確認できるが、 中年寄に就任した。明治六年(一八七三)三月には、星野安春が大

本史料では、又右衛門が金一〇五両で土蔵を購入しているが、江戸時代の又右衛門の名主役料は、一年に金九六両余であった。江戸戸時代の又右衛門の名主役料は、一年に金九六両余であった可能間もない頃の又右衛門が、かつての年間役料以上の金額の土蔵をな間もない頃の又右衛門が、かつての年間役料以上の金額の土蔵をなであった馬込勘解由は、寛政期(一七八九~一八〇一)から下野国であった馬込勘解由は、寛政期(一七八九~一八〇一)から下野国とが明らかにされている。馬込勘解由は、こうした大名貸しをはじとが明らかにされている。馬込勘解由は、こうした大名貸しをはじとが明らかにされている。馬込勘解由は、こうした大名貸しをはじとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念めとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念めとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念めとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念めとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念めとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念めとする金融活動で、収入を得しているが、江戸の名主は表別である。

註

群の登録名も「草分名主」であることから、本稿では「草分名主」られているが、本稿の翻刻史料では「草分」が多く使われ、本史料お「草分名主」の表記について、一般的には「草創名主」がよく知) 『日本国語大辞典 第二版』第一一巻(小学館、二〇〇一年)。な

表記で統一した。

- 2 京大学出版会、一九九一年に収録)、吉原健一郎『江戸の町役人』(吉 の上、水江著『江戸市中形成史の研究』弘文堂、一九七七年に収録)、 弘文館、一九七五年、後に「江戸名主の源流と系譜」と改題・改稿 同「名主」(『日本都市史入門』Ⅲ人、一九九○年)などがある。 んせい』二、一九七九年、後に同著『近世巨大都市の社会構造』東 てみた町の成立について―」(『日本歴史』 一七二、一九六二年)、水 吉田伸之編『日本都市史入門』Ⅱ町、東京大学出版会、一九九○年)、 川弘文館、一九八〇年)、『元禄の町』(都市紀要二八、東京都、一九 吉田伸之「江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民」(『論集き 江漣子「町名主」(西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻、 に収録)、三浦俊明「江戸城下町の成立過程―国役負担関係を通し 九〇三年)、幸田成友「江戸の名主」(『史学』第二巻第四号、一九 八一年、片倉比佐子氏執筆)、吉田伸之「江戸·檜物町」(高橋康夫· 二三年、後に『幸田成友著作集』第一巻、中央公論社、一九七二年 の事 附与力同心町年寄役人等の事」(國學院編『法制論纂] 江戸の草分名主に関する主な研究には、小宮山綏介「江戸町奉行
- マイクロフィルム版第一集一五三リール)。中取締続類集』町人諸願之部、国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、(3)「檜物町由緒書」(「檜物町国役之儀ニ付御賄方より掛合調」『市
- に宛てた願書である。以下の庄八らの願書からの引用は、すべて本の庄八、五人組の弥兵衛、名主の又右衛門が、「御賄方御役人衆中様」儀ニ付御賄方より掛合調」前掲(3))。これは、願人である月行事(5) 「乍恐以書付奉願上候(国役直上納願につき)」(「檜物町国役之

、料による。

- の①から⑦の御用の記事に関する年代比定も本史料による。(6) 『徳川諸家系譜』第一(続群書類従完成会、一九七〇年)。後述
- 辞典 第二版』第七巻)。 江戸時代には一二月一三日に行うのが恒例であった(『日本国語大価として普段は手の届かないところまで大掃除をすることである。(7) 煤取(すすとり)は、煤掃(すすはき)と同じ意味で、正月の準
- (8) 扶持について、扶持米とは「何人扶持」と提示され、一日に玄米(8) 扶持について、扶持米とは「何人扶持」と規示され、一分〇三年など)、支給された蔵米の二五俵が、ここでいう扶持に相当すると考える。支給された蔵米の二五俵が、ここでいう扶持に相当すると考える。で、当初から、「江戸・檜物町」(前掲(2))では、元和期(一六一五~一次二四)まで檜物町が一〇〇〇人の職人を差し出していたことが指った。
- 10 野守(正武)が作成した書付には、「後藤・本阿弥之外、 と考えられる丑(年)八月に町奉行の大岡越前守(忠相)と稲生下 国役金を上納したが、「其後同四未年、吉兵衛儀ハ御用御免ニ相成、 三年の一件は、「近来右藤十郎儀、身上向不如意ニ相成、 府引継書、マイクロフィルム版第一集九リール)。なお、安政二~ 十郎」とある(『享保撰要類集』二六、国立国会図書館所蔵、旧幕 表立苗字唱来候分」として、「同(御賄方支配)御檜物師 藤十郎のみとなった。この藤十郎について、享保一八年(一七三三) 藤十郎壱人ニ而相勤」とあるように、元禄四年(一六九一)以降は 類業ニ付」とある。元禄元年当初は、細井藤十郎と吉兵衛の両名に 支等も難計」とあるように、藤十郎の身上向きが不如意となったこ 庄八らの願書には、「桶大工頭細井藤十郎吉兵衛と申者、 御用御差 前々より 細井藤 右両人
- 町国役之儀ニ付御賄方より掛合調」前掲(3))。(11) 「乍恐以書付奉申上候(国役金上納仕法古復願につき)」(「檜物

- (2) 但し、町内の人が嘆かわしく思っていたとあるように、これまで(12) 但し、町内の人が嘆かわしく思っていたとあるように、これまで、「職業不行届之者」に国役金を納めるという話が出てきたことを受けたものであるが、この中で庄八はるという話が出てきたことを受けたものであるが、この中で庄八はるという話が出てきたことを受けたものであるが、この中で庄八はるという話が出てきたことを受けたものであるが、この中で庄八はるという話が出てきたことを受けたものであるが、この中で庄八はるいでは、国役の由来が忘れられたわけではない。
- (3) 『元禄の町』、吉田「江戸・檜物町」(ともに前掲(2))。 『元禄の町』、吉田「江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民」、『元禄の町』ともている。また、南伝馬町の高野新右衛門などのように、草分名主とている。また、南伝馬町の高野新右衛門などのように、草分名主とている。また、南伝馬町の高野新右衛門などのように、草分名主とている。また、南伝馬町の高野新右衛門などのように、草分名主とている。また、南伝馬町の高野新右衛門などのように、東京では、一大工頭に前掲(2))。
- 九四年)などを参照。 前掲(2))、『南伝馬町名主高野家 日記言上之控』(東京都、一九(4) 高野新右衛門家文書については、吉原著書、『元禄の町』(ともに
- (15) 語彙については、『日本国語大辞典 第二版』による。
- 九〇年)参照。いては、『藩史大事典』第一~八巻(雄山閣出版、一九八八~一九いては、『藩史大事典』第一~八巻(雄山閣出版、一九八八~一九六四~一九六七年)による。本文中の括弧内は巻数。大名につ(16) 人物比定は『寛政重修諸家譜』第一~二二(続群書類従完成会、
- るのが妥当であろう。 門の押印もないが、名主の役替手形は本人の下に保管されたと考えきれたと推定される。なお、この控えには月行事の弥三郎と半右衛(7) 手形の正本は、又右衛門らの押印がなされた上で、町年寄に提出
- 支配する名主は「平名主」、門前町屋の名主は「門前名主」と呼ば(18) 小宮山論文や幸田論文(ともに前掲(2))以来、両支配の町を

- 当時の史料にこれらの呼称は確認されない。れているが、これらは小宮山氏や幸田氏の分類に基づく呼称であり、
- (20) 但し、この図面が工事前の仕様書であるのか、工事後の完成図では筆者による。家守の場合は、通常「長兵衛店」と表記される)。兵衛屋敷」などとあることから、地主名であると考えられる(傍点(9) 町屋敷に記された名前は、図中の別の箇所に「長兵衛屋敷」、「宗
- (20) 但し、この図面が工事前の仕様書であるのか、工事後の完成図で

- んせい』一四号、一九九二年)参照。おける名主の性格とその意義―名主組合を中心にして―」(『論集き(3) 名主組合については、吉原著書(前掲(2))、大野祥子「江戸に
- 区史』上巻(東京都中央区役所、一九五八年)による。(24) 草分名主組合に関する以下の記述は、史料引用も含めて、『山
- たことが知られる。 市谷田町の草分名主である嶋田左内の息子の左一郎も、菓子を配っ見後初而ニ付、此方申合同様ニ両人もやいニ而申付ル菓子」とあり、(25) なお、このときには「尤嶋田左内殿御子息左一郎殿ニも見習御目
- 竹町はその後、明治四年(一八七一)までに神田栄町となった。(26) 『角川日本地名大辞典』一三・東京都(角川書店、一九七八年)。
- 市紀要五、東京都、一九五八年、鷹見安二郎氏執筆)などを参照。区役所、一九三七年)、『区制沿革―名主制から区制への推移』(都本橋区役所、一九一六年)、『新修日本橋区史』下巻(東京市日本橋(27) 明治初期の町役人については、『日本橋区史』第二冊(東京市日

額の金二一二両余である(「町々役料高書上」前掲(28))。に収録)。馬込勘解由の江戸時代の名主役料は、名主の中では最高三五年、後に『幸田成友著作集』第二巻、中央公論社、一九七二年三五年、後に『幸田成友著作集』第二巻、中央公論社、一九七二年(28)「町々役料高書上」(『重宝録』巻十、東京都版第二、二○○一年)。

-166 -(25)